

令和2年2月7日

飯山市長 足立正則様

飯山市国民健康保険運営協議会  
会長 山室茂孝

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答申）

令和2年1月28日付市環第272号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ慎重に審議を行った結果を次のとおり答申いたします。

#### 記

- 1 県が目指す保険税率統一に向けての令和2年度の資産割の引下げについて  
昨年度の答申を踏まえ、県内保険税率統一に向けての資産割の段階的引下げとして、令和2年度の資産割率合計については現行36.25%より4.05%引下げ、32.20%とする。なお、応能：応益割合について、県が示す標準的な割合である49：51に向けて、今後取り組みを進められたい。
- 2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について  
令和2年度国民健康保険事業費納付金額の減額等により、令和2年度飯山市国民健康保険特別会計の決算において剰余金が生じるものと見込まれる。については国民健康保険特別会計の基盤安定に資するため、剰余金を基金積立等に充てられたい。
- 3 付記  
上記1、2より、改定後の医療保険分、後期高齢者分、介護保険分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。なお、県が示す納付金額が令和2年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定時期は令和2年4月1日とされたい。